

役員の報酬等及び費用に関する規程

2015年6月13日定時社員総会改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会定款第26条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 役員は、無報酬とする。ただし、職員を兼ねる役員には、職員として「給与規程」に基づき給与及び退職金を支払う。

(出張費)

第4条 この法人が役員に対して出張又はプログラムの講師等を依頼したときは、次の各号に定める費用を支給する。ただし、職員を兼ねる役員には、「出張旅費規程」を適用する。

- (1) 交通費 居住地と出張目的地間の経済的かつ合理的な往復運賃等で、実際に要した費用。
- (2) 宿泊費 出張目的地の特性を配慮した経済的かつ合理的な範囲で、実際に要した費用。ただし、上限は、職員の「出張旅費規程」別表を適用する。
- (3) 日当 1日あたり3,000円
- (4) 諸経費 海外出張時の査証取得、出入国税、通信費、その他出張に関わる費用の実費

(会議出席)

第5条 役員が社員総会、理事会、委員会等この法人が開催する会議に出席するときは、次の各号に定める費用を支給する。ただし、日当は支給しない。

- (1) 交通費 居住地と会議開催地間の経済的かつ合理的な往復運賃等で、実際に要した費用。ただし、社員総会及び理事会出席時は3,000円を超える部分を支給し、3,000円以下の場合には支給しない。委員会出席時は1,000円を超える部分を支給し、1,000円以下の場合には支給しない。
- (2) 宿泊費 会議開催地の特性を配慮した経済的かつ合理的な範囲で、実際に要した費用。ただし、上限は、職員の「出張旅費規程」別表を適用する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会の設立の登記の日（2011年4月1日）から施行する。

この規程は、2015年6月14日から改定する。

<参考>

職員の「出張旅費規程」別表

宿泊費（上限）

区 分			宿泊費
国 内		三大都市圏	1泊あたり 10,000円
		政令指定都市	1泊あたり 8,000円
		その他の県庁所在都市	1泊あたり 7,000円
		上記以外	1泊あたり 6,000円
海 外	OECD等 先進 諸国	首都・首都に準じる大都市	1泊あたり 15,000円
		上記以外	1泊あたり 10,000円
	その他	首都・首都に準じる大都市	1泊あたり 5,000円
		上記以外	1泊あたり 3,000円

以上